

平成 25 年度復興庁政策評価実施計画

〔平成 25 年 3 月 29 日〕
内閣総理大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。) 第 7 条の規定に基づき、平成 25 年度復興庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 25 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

(1) 復興庁政策評価基本計画(平成 24 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定)の対象とした政策のうち、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)

(ア) 復興庁政策体系(別紙)に基づき対象とする政策

次に掲げる施策とし、実績評価方式を基本として事後評価を行う。

- ・復興特区制度に係る施策
- ・復興交付金制度に係る施策
- ・原子力災害からの復興に係る施策

(イ) 租税特別措置等に係る政策 該当なし

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの) 該当なし

(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの) 該当なし

(別紙)

復興庁政策体系

政策	施策
復興施策の推進	(1) 復興特区制度に係る施策の推進
	(2) 復興交付金制度に係る施策の推進
	(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(3)に掲げるものを除く。)